

反社会的勢力への対応に関する基本方針

平成24年2月1日 制定

平成25年2月1日 改定

全国農協食品株式会社

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、毅然とした姿勢で臨むこととし、以下のとおり「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、当社業務に従事する全ての従業員が、個別ではなく会社組織全体として対応するとともに、反社会的勢力に対し、徹底して職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、積極的に被害届を出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。